

「県産水産物消費拡大応援資材作成業務」

企画コンペ実施要領

令和 5 年 11 月

岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県産水産物消費拡大応援資材作成業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

（1）業務の名称

県産水産物消費拡大応援資材作成業務

（2）委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月15日まで

（3）募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

（4）委託予定額

1,947,000円以内(税込)

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

〔参加資格の要件〕

- （1） 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- （2） 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3） 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- （4） 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （5） 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- （6） 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成23年10月5日出第116号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- （7） (6)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日建振第

281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日出総第24号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

(8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続き等に関する事項

(1) 担当課

岩手県農林水産部水産振興課 (岩手県庁6階)
住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
電話：019-629-5818 FAX：019-629-5824
電子メールアドレス：AF0013@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ア 受付期間 令和5年11月30日(木)から令和5年12月8日(金)午後5時まで
イ 受付場所 岩手県農林水産部水産振興課 (連絡先は上記「(1) 担当課」を参照)
ウ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、【様式 1-1】「実施要領等に関する質問票」に記入の上、原則、電子メール又はFAXにより提出すること。
エ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県公式ホームページに掲載する。
オ 回答期日 随時、回答する。
なお、最終回答の期日は、令和5年12月11日(月)とする。

(3) 参加届出書の提出

企画コンペに参加しようとする者は、下記期限までに参加届出書類を持参又は郵送により提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 企画コンペ参加届出書【様式 1-2】
(イ) 会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注実績【様式 1-3】

イ 提出期限 令和5年12月12日(火)午後5時〔必着〕

ウ 提出先 岩手県農林水産部水産振興課

エ 提出方法

- (ア) 持参または郵送による提出すること。
(イ) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
(ウ) 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

オ 提出期限までに参加届出書を提出しない者は、企画コンペに参加できないものとする。

(4) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める審査委員会の開催日までに参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(5) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類

資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出期限 令和5年12月18日(月) 正午まで〔必着〕

ウ 提出先 岩手県農林水産部水産振興課（住所等は上記「(1) 担当課」を参照）

エ 提出方法

(ア) 持参又は郵送により提出すること。

(イ) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（12月18日は正午まで）に持参のこと。

(ウ) 郵送の場合は、封筒の表に、企画提案書在中の旨を朱書きの上、期日までに必着のこと。

オ 留意事項

(ア) 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

(イ) 参加者1者につき1提案とする。

(ウ) 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

(エ) 提案に係る費用の総額は、上記「1 (4) 委託予定額」を超えないものとする。

(6) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該等する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1 (4) 委託予定額」を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

ア 開催日時（予定） 令和5年12月19日(火)

イ 開催場所（予定） 県庁舎（盛岡市）

ウ 開催方法等

(ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオの使用を認めるが、追加資料等の提出は認めない。

- (イ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出受付順とする。
- (ウ) プレゼンテーションの時間は、1者当たり20分（説明10分、質疑応答10分）とする。
ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。
- (エ) 参加者が6者を超える場合には、県が、資料4「企画提案審査要領」で定める審査項目により一次審査を行い、上位と評された6者により、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、参加者が6者以下であった場合には、一次審査は行わない。

(3) 受託候補者の決定

- ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。
- イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、おって作成する業務仕様書に反映させることにより、契約時の仕様として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

6 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となつ

ているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

【様式1-1】

会社等名 : _____
担当部門 : _____
担当者 : _____
メールアドレス : _____
電話 : _____
FAX : _____

県産水産物消費拡大応援資材作成業務

実施要領等に関する質問票

【提出〆切：令和5年12月8日（金）】

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				

〔留意事項〕

- ・ 提出期限内に提出のこと。期限を過ぎたものは受け付けない。
- ・ 原則として電子メール又はFAXで送付のこと。
(アドレス：AF0013@pref.iwate.jp、FAX：019-629-5824)
- ・ 1つの質問項目について1行使用のこと。

令和 5 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

住所
商号又は名称
代表者職・氏名

企画コンペ参加届出書

県産水産物消費拡大応援資材作成業務に係る企画コンペについて、関係書類を添えて下記のとおり参加を希望します。

なお、「企画コンペ実施要領」の「2 参加者の資格要件等」に定める次の内容について、虚偽がないことを宣誓します。

記

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

【様式 1-3】

会社概要及び過去 5 年間の類似事業の主な受注実績

商号又は名称		
代表者職氏名		
所在地		
設立年月日		
資本金		
直近の年間売上高		
従業員数		
業務内容		
会社の特色		
過去 5 年間の 受注実績	発注者	受注事業内容（受注年、制作した媒体）
	岩手県関係	
	岩手県以外の 官公庁・公共団 体	
	民間	
【本申請の窓口となる担当者名】		
所属	電話	
職	ファックス	
氏名	E-mail	

※ 既存の資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているものであれば、これに替えることができる。